

令和 7 年

子ども若者支援・共生社会推進特別委員会会議録

と き 令和 7 年 9 月 2 5 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会子ども若者支援・共生社会推進特別委員会

日 時 令和7年9月25日(木) 午前10時00分～午後2時48分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長	せ お 麻 里	副委員長	ゆ き た 政 春
	委員	西 村 直 子	委員	澤 田 え み こ
	委員	大 倉 た か ひ ろ	委員	お ぎ の あ や か
	委員	つ る 伸 一 郎	委員	鈴 木 ひ ろ 子
	委員	せ ら く 真 央		

出席説明員	佐藤(憲) 子ども未来部長	上 野 子 ど も 育 成 課 長
	芝野 保育入園調整課長	佐藤(裕) 保育事業担当課長
	染谷 保育施設運営課長	寺 嶋 福 祉 部 長
	東 野 参 事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤(慎) 障害者施策推進課長
	松 山 障 害 者 支 援 課 長	

○午前10時00分開会

○せお委員長

ただいまから、子ども若者支援・共生社会推進特別委員会を開会いたします。

本日は審査・調査予定表のとおり、「特定事件調査」、「視察」および「その他」を予定しております。

なお、木村健悟委員が委員を辞任され、今回より新たにおぎのあやか委員が子ども若者支援・共生社会推進特別委員としてご参加いただくことになりましたので、ご案内いたします。

また、議題に関連して、保育入園調整課長、保育施設運営課長、保育事業担当課長、障害者施策推進課長および障害者支援課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

2 視察

○せお委員長

それでは、予定表の進行順を入れ替え、予定表2視察を議題に供します。

予定表のとおり、ウィズブック保育園西五反田への視察を行います。

視察終了後は、特定事件調査として区立・私立保育園のあり方および特別支援保育を議題として、議論を行う予定ですので、委員の皆様におかれましては、それらを踏まえまして本視察に臨んでいただようお願いいたします。

まず、本日の全体のスケジュールについてご案内します。

午前中に視察を行い、正午頃、庁舎に戻ります。その後、お昼休憩を挟みまして、午後に委員会を再開する予定です。

次に、視察についてご案内いたします。

この後、委員会を休憩し、第三庁舎2階横に停車しているマイクロバスにより、ウィズブック保育園西五反田に向かいます。

到着後、施設職員のアテンドにより施設内を見学します。見学後に職員からの説明および質疑を予定しておりますが、施設のスペースの関係上、近くにあるプリスクール西五反田に徒歩で移動し、そちらでお部屋をお借りして説明・質疑等を行います。

終了後は、マイクロバスに乗車して庁舎に戻る予定で、終了時刻は正午頃を見込んでおります。

最後に留意点についてです。保育園の見学に際してですが、施設内には園児がいることから、園児たちの刺激とならないようにご配慮いただきたいということと、施設内で写真撮影は行わないようお願いいたします。

また、施設から検温・手洗いを求められる場合がありますので、その際は応じていただきますよう、お願いいたします。

なお、施設内は広くありませんので、お手荷物は必要最小限でお願いいたします。この後委員会室は施錠いたしますので、お荷物は置いていていただいても結構です。

それでは、視察に向かいます。第三庁舎2階横に停車しているマイクロバスにお乗りください。

会議の運営上、暫時休憩します。

○午前10時03分休憩

〔視察場所：ウィズブック保育園西五反田（品川区西五反田3丁目8-8）〕

○午後 1 時 3 0 分再開

○せお委員長

これより、子ども若者支援・共生社会推進特別委員会を再開いたします。

1 特定事件調査

幼稚園・保育園に関すること

○せお委員長

それでは、予定表 1 の「特定事件調査」を議題に供します。

「幼稚園・保育園に関すること」のうち、区立・私立保育園のあり方および特別支援保育について調査を行います。

理事者より、区立・私立保育園のあり方について、ご説明をいただきます。

その後に本日の視察および前回の内容も含めまして、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただいて、活発な議論をしていければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○染谷保育施設運営課長

それでは、私のほうから区立・私立保育園のあり方についてのうち、本日の視察も踏まえまして、特別支援保育における区の現状についてご説明をいたします。資料をご覧ください。なお、こちらの資料でございませうけれども、資料の後半につきましては 6 月 1 0 日の委員会でお示ししたものととなりますが、ご承知置きいただければと思います。

それでは説明に入らせていただきます。

まず、項番の 1、特別支援児童の認定についてでございます。（1）区立保育園における特別支援児童の認定でございますが、こちら、保育園等を利用する心身に障害のあるお子さんや医療的ケアが必要なお子さん、心身の発達状態から配慮が必要とするお子さんを特別支援児童と認定いたしまして、よりよい発達に配慮しながら、集団での保育を実施しております。認定や職員配置等、加配等につきましては、主治医が作成する書類や面接、各園からの申請に基づき、特別支援保育審査会等で決定をしております。

次に、（2）私立認可保育施設における特別支援保育加算の認定でございます。私立認可保育施設で心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から配慮を必要とするお子さん等を保育している場合につきましては、事業者からの申請により、そのお子さんを保育するための職員加配に対する事業者助成を行っております。

その下に表でお示ししておりますけれども、品川区における特別支援児童数の推移でございます。令和 4 年度から令和 7 年度までの実績をこちらに記載をさせていただいております。その表の下、米印に記載をさせていただいておりますが、こちらのうち、区立保育園で実際に療育施設の利用実績のあるお子さんの数でございますが、こちら、区立のみの数字にはなりますけれども、令和 7 年度におきまして 4 8 人、令和 6 年度で 4 3 人となっております。

次に項番の 2、区立保育園における特別支援保育の取組です。（1）特別支援保育推進チームの設置。特別支援保育の知識・経験が豊富な保育士を中心といたしまして専門チームを設置し、児童の発達特性の理解や効果的な支援についての園全体の向上に取り組んでおります。また、巡回相談の効率的・効果的な実施に向けた園内での役割をこちらのチームで担っております。

次の（２）巡回相談につきましては、こちらも以前ご説明をさせていただいておりますけれども、①嘱託医、②臨床発達心理士、それから次のページに参りまして③の学校心理士によるそれぞれ巡回相談を実施しております、こちら、特別支援児に対する保育の仕方や保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じるという事業を実施しております。それぞれの回数と実績につきましてはこちらに記載のとおりとなっております。

次に、項番の３、私立認可保育施設における特別支援保育の取り組みでございます。こちら、区立園と同様に臨床発達心理士や学校心理士が巡回をいたしまして、特別支援児に対する保育の仕方、保育士としての対応上の留意点等について、質問や相談に応じるといったものを実施しているものでございます。巡回相談の実績につきましては、こちら、記載のとおりとなります。

最後になります項番の４、こちらは区立保育園・私立認可保育施設共通の取り組みになりますけれども、保護者支援といたしまして子育てに関する相談、不安や悩みを抱える保護者を対象に身近な保育施設を会場といたしまして、臨床心理士による個別相談を実施しております。保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるよう、支援をしているというものになりまして、必要に応じて専門機関や療育機関へとつなげると、きっかけをつくるというようなこともこちらの育児相談会の中で実施をしております、実施回数等の実績につきましては、右側のページ上段に記載をさせていただいているとおりとなっております。

私からの説明は以上になります。

○せお委員長

説明が終わりました。

それでは、本件視察および前回の区立・私立保育園のあり方の内容も含めまして、ご質疑・ご意見・ご提案等がございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明、ありがとうございます。視察も様々にご準備いただきまして、ありがとうございます。

いろいろなご意見が先方の代表や保育園の園長先生、そしてコペルプラスの担当者の方からいただけた有意義な視察だったなというふうに思っています。

一つ伺いたいののが、品川区に２園あるというふうに私は認識しているのですが、改めて教えていただきたいのですが、保育園内に児童発達支援施設を併設しているということの担当課のほうで実際に見ていただいた運用の課題でしたり、そういったことをこれから区に広めていくというふうになったときにメリットだったり、デメリットだったりがあれば、改めて伺いたいなというふうに思います。

保育事業担当課長からもご質問がありました点で、５歳児健診の今後の進め方についてもご所見を伺えればと思うのですが、もちろん、保育園側からの視点ということでのご質問がありました中で園長先生でしたか、何が原因でほかの自治体ではトラブルになっているのですかというような率直なご質問もあって、すごくいいご質問を保育事業担当課長からいただいたなというふうに思っていますので、あの園長先生がおっしゃったことを受けて、どのようにお考えかを改めて伺えればと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、保育園と併設して児童発達支援事業所がある施設についてでございますが、現在は区内と言うと１か所、先ほど見ていただいた施設のみというふうになっております。ご相談自体はそれ以外にほかの事業者さんからいただいているのですが、開設しているのは、現時点では１か所というふうになっております。

メリットとデメリットについてなのですが、まだ1か所、しかも昨年度から実施、開設されているところがございますので、まだそこまで情報をいただいているところではないのですが、一番のメリットとしてはやはり先ほどの視察の中でもお話がありました同じ施設なので保護者の方がお迎えであったり、送迎等をする必要がないということ、お仕事をされている方がほとんどでございますので、仕事の途中で中抜けしたりするようなことがないというのは非常にいいところであるというのは保護者の方からも伺っているところでございます。デメリットにつきましては、特段まだ開設してからの期間が短い状況もあるのですが、伺ってはいないかなというふうに認識しております。

次に5歳児健診の今後の進め方ということでございますが、今年度、モデル実施を区のほうでも実施させていただいております、12の施設でまさに実施しているところでございます。来年度以降どのように行っていくのかを、関係部署でまさに検討を重ねているところでございまして、今年度の効果測定等を、まだ健診自体が始まったばかりでございますので、今後そうした結果というのを見ながら、検討をまさに行っているところでございます。

他区でのトラブルについてでございますが、私のほうで複数の自治体に確認したところ、やはり先ほどもお話しさせていただいたのですが、選定と言いますか、スクリーニングに保育士の現場の方が携われるということで、保護者の方と現場の方の意見の相違でありましたり、どのような基準に用いて保育士の方が判断されたのかというようなことを保護者の方からお話をされる、質問を受けてしまい、一例ではございますけれども、今まで築いてきた信頼関係が一定程度関係に影響があるようなことがあるというのは複数の自治体の方から、また現場からお話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

その中でコペルプラスの職員の方が葛飾区にも事業所がありますというお話があつて、5歳児健診を経て8人から26人に療育に来てくださる方が増えて、これは大賛成ですというようなご意見もあったと思います。葛飾区の具体的な運用まで把握できていないのですが、もしご存じでしたら、今おっしゃった保育士さんの負担が自分たちがスクリーニング、判断に関わってしまうというような心理的な負担をもしかしたら葛飾区が減らせるような運用をしているのかもしれないというところで分かりかねますので、伺わせていただきたいというふうに思うのと、あと、視察の際に代表がその覚悟も持って本当にお子さんのことを考えていたら、保育士として言わなければいけないときがあるというふうな熱い思いもお聞かせいただいたところがあると思いますので、合わせて、葛飾区のところだけ、もしご存じでしたら、お聞かせいただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長

葛飾区の方式の詳細については把握していませんのですが、私の認識しているところで言いますと、心理士という、児童福祉心理司だと思っておりますけれども、専門の方がそのようなスクリーニングに一定の関与をされているというのを記憶してございます。

○西村委員

ありがとうございます。私どもの会派の要望でもお伝えさせていただいているのですが、巡回相談のご報告も今あった中で品川区の運用の中で無理のない5歳児健診の運用というのをぜひこれから進めていただきたい。そのためにたくさん検討されたり、調査されたり、ご苦労いただいていると思うのですが、このやり方でやりなさいというふうに国からガシッと言われているスキームではないという

ふうに思っておりまして、柔軟にやっていけるような健診をつくれるのではないかという思いもありますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

○鈴木委員

今の5歳児健診の件なのですけれども、今年の5月に厚生委員会の中でこの5歳児健診についてということでのご報告がありまして、7月から10月にかけて保護者アンケートで健診対象児童の選定ということで、アプリを使ってやっていくというふうなことでのご説明を受けて、そのアプリを使って全体の中から健診まで行くのが2割ぐらいに絞れるのではないかということでは言われていたのですけれども、そういうことで今進んでいるということでの今のご報告ですよね。

それで、そのときにも申し上げたのですけれども、そういうふうに今まで親が気づいていなかったのにそういう集団健診まで進むということになることそのものが親にとっては気づいていなかった、親にとってはかなり衝撃というのがあると思うのです。そういうところでのフォローの仕組みというのが私、すごく大事なのではないかなって、そのときにも申し上げたのですけれども、そのところについてなのですけれども、ご報告いただいた、区立保育園における特別支援保育の取組というところで、特別支援保育の知識・経験の豊富な保育士を中心に専門チームをつくって取組を進めているということで書かれているのですけれども、この専門チームというのは全ての園でつくられているという状況になっているのでしょうか。特別に支援の必要な子供たちに対して、また、特に発達障害の子供たちに対しての対応でしたりとか、そういうものの研修というのが保育士の中でどこまでされているのかな、全ての保育士がそういう発達障害というのはこういうものだよというふうなことで知識として持った上での接するようなそういう状況になっているのか、その点についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

○染谷保育施設運営課長

区立保育園における特別支援保育推進チームでございますけれども、こちらについては全ての園に設置をしております。構成としましては園長をはじめ、副園長とそれから特別支援保育リーダーというところで、新たに選任する場合には特定の研修を受講した経験がある方で、その方を特別支援保育の中核を担う職員として各園に設置すると。それからあと、特別支援保育サブリーダーというところの構成にしまして、こちら、将来的に特別支援保育の中核を担っていく職員としてサブリーダーとしてつけていくということになっています。

研修につきましては、特別支援保育研修が全てで、いわゆるコースとしては5種類ありまして、先ほど申し上げた推進チームに入るに当たって受ける研修のほか、ベーシック研修、スキルアップ研修、それからあと、個別の指導計画を立案する必要があるかと思いますので、そちらの個別指導計画立案研修、それからあと、クラス運営における実践に関する研修というような構成になっております。実際に受講がどの程度されているかというところに関しましては、いわゆるベーシック研修と言われる初級に当たるものについては、現状、区に勤務している保育士のうち90%の職員がそちらの初級の研修については受講しているという状況でございます。

○鈴木委員

やはりすごいこの発達障害についての保育園での取組だったりとか、保育士さんたちの研修だったりというのがここまで進んでいるのだなというので私は安心した思いがします。

区立保育園ではそういうふうな形で専門チームもしっかりつくられて研修もされて、発達障害の子どもたちに対しての対応がきちんとされるという、そういう仕組みができてきているのだなというふうに、今のご答弁で思ったのですけれども、これは私立保育園とか、区立保育園以外のところではどんな状況に

なっているのか、そこら辺のところが分かったら教えていただきたいと思います。

それと、巡回相談のところなのですけれども、学校心理士と臨床発達心理士ということなのですけれども、学校心理士の方は教育総合支援センターにいらっしゃる方ですよね。そこら辺のところが、学校心理士の方が教育総合支援センターにいらっしゃる方なのかなと思って、それが何人ぐらいの体制なのか、それから臨床発達心理士という方は日常、どこに所属されているのか。これは子ども発達相談センター、ぐるっぽの中にいらっしゃるということなのか、それで人数もどれくらいいらっしゃるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

それから、嘱託医による巡回相談というのは、この実績のところでは35園で68人ということなのですけれども、これは年1回の巡回相談ということになるのか、そこら辺の回数についても教えていただきたいと思います。

あと、臨床発達心理士による巡回相談というのは39園で延べ390人ということなので、これは実質何人に対して一人年間何回ぐらいの巡回相談になるのかという、具体的なところをお聞かせいただけたらと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、私立保育園における特別支援児への対応ということでございますけれども、これは各園によりましてやはり差異があるというところでございますが、基本的にこちらにも記載がございますように特別な支援が必要なお子さんに対する加配の職員がいらっしゃいまして、そちらに対する人件費の補助というのを私立としては実施しているというようなことでございます。また、区で実施している研修にも私立保育園の職員も参加していただくことができますので、そのような研修を受けて特別な支援が必要なお子様に対応されていると考えております。

また、5歳児健診を受けた後のフォローということなのですけれども、5歳児健診は母子保健法上で行われるものでございますので、実施主体が保健所で実施されているものでございます。その後のフォローについてなのですが、これは個人情報との兼ね合いもありますので、保護者の方の同意を得られるかどうか等々なども含めて保健所と連携しながら対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

○染谷保育施設運営課長

まず、学校心理士でございますけれども、こちらについては、現時点において教育総合支援センターに勤務する職員ということではなくて、もともとは区立の小学校で勤務をされていたご経験のある方などもいらっしゃるのですけれども、こちらの保育施設運営課のほうから謝礼をお支払いするような形で現状やっただいていてというところになっております。区立においては今、学校心理士の方が3名の方で構成して巡回相談をさせていただいているというような状況でございます。

それから、臨床発達心理士でございますけれども、臨床発達心理士については、今、委員がおっしゃられた法人とはまた別のNPO法人のほうの代表を務められている方をお願いをさせていただいているというところでございます。それから、臨床発達心理士の巡回相談の園数とそれから園児数の関係の部分でございます。こちらについて基本的には巡回をする中でお子さんの様子を心理士の方に見ていただいて、その後、カンファレンスをして担任の保育士等に助言等いただくというものになるのですけれども、1回について2名のお子さんを基本といたしまして、お一人につき1時間というところの時間の中で毎年度、各園平均いたしまして5回実施をしているというところがございますので、令和6年度の実績におきましては、39園に対して対象児童園児数が延べで390人になっているというところがその

数字の関係となっております。

以上になります。

○鈴木委員

それから、今、加配というところでは、区立保育園にしても私立保育園にしても、そういう特別支援の保育の子どもに対して加配をするという、そういう仕組みになっているということで、先ほどもご説明ありましたけれども、そうすると、現在、何人の職員が加配されているような状況になって、何園に対して、子ども何人に対して何人くらいの加配がされているのか、その加配の保育士というのは、そのための研修というのはその発達障害のお子さんとかに直接ついて支援をするという形になるわけですね。そういうことで、研修というのは受けるという仕組みになっているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○染谷保育施設運営課長

先ほど認定児童数をお示ししている中でして、そのうちの区立保育園につきましては、令和7年度の認定児童数として415人というところになっております。それに対する加配でございますけれども、こちら、基本的には会計年度任用職員とそれから人材派遣の職員で構成されているものになりまして、会計年度任用職員についてもそれぞれ3時間、5時間、6時間というような時間の区分での職がございまして、認定されている児童に対してどういう職員の構成で加配をしていくかということについては各園の申請に基づいて、こちらのほうで審査をするというような仕組みを取っております。現状申し上げますと、常勤換算した形で何人が何園というのが手元に数字はないところではあるのですが、一点申し上げたい部分といたしましては、こども家庭庁のほうで調査をしている幼稚園、保育所、認定こども園の経営実態調査というものがあるのですが、これにおいての特別区の保育園の定員の平均が品川区に置き換えて、同じ定員で見比べた場合に職員数については、特別区よりも多く配置されているという現状がございますので、その中に当然、特別支援保育に関する加配の人数も含まれているという考え方の中では、品川区においては十分な加配がされているというふうにこちらのほうでは認識しているところでございます。

○佐藤保育事業担当課長

私立の状況についてご説明させていただきます。先ほどお話ありました特別支援児童数、令和7年度、私立の場合は130人ということでございまして、この人数が加配の申請が私立園のほうからあった人数というふうになってございます。基本的に加配は1対1で保育をしていただく方の人件費を補助しているというものでございます。ただ、実人数と言いますと、午前中はこの先生、午後はこの先生というふうに変わる場合がございますので、なかなか把握することはできないのですが、基本的には1対1で保育についていただいているというような状況でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。そうすると、区立のほうも基本的に1対1でつくという、加配については1対1というふうなことでつくという考え方でのいいのか、その点を伺いたしたいと思います。

あと、先ほどの5歳児健診のほうになるのですが、5歳児健診、今年はモデルということで、モデルが終わったら、検証してそれというのは、保健センターのほうになるのか、保育所管課と多分一緒になって検証とか何かをやるのかなと思うのですが、それでたしか2028年の時には全体でやるというのは国の方針だと思うのですが、来年から一斉にというのではなくて、それに向けて5歳児健診というのは検証した上で、2028年を目指して全体でやるという、そういうスケジュール

感的なところはそういうふうな方向で進むのかということをお伺いしたいと思います。

それで、先ほども5歳児健診をやった後にいろいろと児童発達のところに通う子どもさんが一気に増えたという、そういうご報告が先ほどの視察のときにもありましたけれども、今でもすごい児童発達の事業所というのは足りない状況か、これはここになるのか分からないのですけれども、そういう受皿のこととか何かしっかりと、何というのですか、計画的に進めていかないと、5歳児健診で指摘されたけれども、そこで本当だったら療育に通いたいという、そういうところが当然出てくると思うのですけれども、そういうときに受皿がなくて、受けられないというのは、本当に不安ばかりになると思うのです。それなので、そういう受皿をしっかりとつくっていく、そういう診断という形になるのですか。そういう指摘がされた方のフォローと合わせてそういう受皿という問題が出てくると思うのですけれども、そのところが求められていると思うのですけれども、その点に対してはどのようにされていくのかということについても伺います。

○染谷保育施設運営課長

区立園における特別支援、児童への加配が1対1かというところでございます。当然ながら、例えば、環境刺激だとか、情報処理が難しく、集団の中に1人置いておくというのがなかなか難しいお子さんがいる場合につきましては、その加配の職員が対応するということはあるかと思うのですけれども、基本的な品川区の公立の保育園の考え方としましては、その集団保育を当然基本としておりますので、その中でできるだけ配慮が必要なお子さんにつきましても一緒に保育ができる環境を集団の中でつくっていくというところでは、各園のほうから申請が上がってくるものについては、それぞれ認定をする児童、お子さんについてはそれぞれお一人お一人見ていくことになるのですけれども、最終的に加配の職員につきましては、必ずしも1対1の関係ということではなくて、各クラスの運営上必要な会計年度任用職員もしくは人材派遣の職員をクラスの単位で配置していくという、そういう考え方で現在運用をしているところでございます。

○せお委員長

5歳児健診に関しましては答えられる範囲でお願いします。

○佐藤保育事業担当課長

5歳児健診につきましては、主体が保健所のほうで実施しておりますので、制度設計等々につきましては子ども未来部としては把握していないのですけれども、当然、保育園として保育の一環として必要なことにつきましては適切に対応していきたいと、連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤障害者施策推進課長

児童発達支援事業所の今後についてですけれども、現時点では通いたい方が通えなくてあふれているというほどの状況というところまでは認識はしておりませんが、実績等を見ますと、利用者数、それから利用日数等が増えている状況というようなところは捉えているところでございます。区立施設として今回9月に大原児童発達支援センターを開設しまして、また、今後、小山台の住宅跡地のほうにも児童発達支援センター等を開設する予定がございまして、そのほか、民間事業所等の開設も含めて、今後、5歳児健診が実施されたところに合わせてそういったご利用者様の増加等の状況については保健所、保健センター等とも状況も確認しながら整備のほうを対応できるように検討を進めてまいりたいというところでございます。

○鈴木委員

加配については多分お子さんによっていろいろと必要な支援というのはそれぞれ違ってくる部分があると思いますので、一律に1対1というふうなところではないというのはあるのかなというふうな思いがしますが、運営に必要なところということで加配がされているということなので、それはしっかりと十分な加配の状況というのはお願いをしておきたいと思います。

それから、児童発達のところは、今度アンケートをやるということになると思うのですが、前々でも児童発達支援、もっと利用したいからほぼ利用したいという方が結構あるというのは今回の計画の中にも書かれていますし、また、この5歳児健診をやることによってかなりそういう明確になってくる部分というのがあると思うのです。そういうことに対してしっかりと、診断はされたけれども、必要なサービスが受けられないということがないようにしっかりと受皿をつくるという点では取組を進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

○澤田委員

私からはまず伺いたいことが、保護者の発達障害への理解についてですが、現在、保育園のほうではどのような取組を行っているとか、もしあれば教えていただきたいです。

○染谷保育施設運営課長

先ほど資料のご説明の中でもお話をさせていただいた部分と重複するところがあるのですが、育児相談会というものを各区立・私立の保育園に通っているお子さんの保護者の方に実施しております。その中で様々ご相談をお受けするのですが、お子さんの育ちに関する部分ですとか、あと、お子さんの行動に関して困っているというようなご相談、この2つが全体の相談の大半を占めているというような状況でございますので、そういったところを通じて保護者の方の支援を保育園としては実施しているところでございます。

○澤田委員

ありがとうございます。私の質問の仕方が悪くて申し訳ないのですが、発達障害というものに対しての理解というか、啓発というか、まずそもそも育てにくいとか、いろいろなことがある中で相談して、「あ、もしかしてそうなのかも」というふうな形で気づかれる方も多いと思うのですが、そもそも発達障害がどんなものか、どんな種類があるのか、こんな行動を起こすことがもしかしたら発達障害かもというような形の理解が進むと、先ほどの視察の中でもありましたけれども、親の受容が進むというか、自然に受け入れることができる機会になるのかなという中で行っている取組というか、相談会以外には特に講座を行ったりとか、発達障害を理解していただくための例えば、絵本を置いてある、本を置いてあるみたいなこととかは特にそういうのはやっていらっしゃる感じですか。

○染谷保育施設運営課長

先ほどの育児相談会につきましても、相談を受ける相談員については臨床心理士でございますので、その中でそういった発達の特徴に関するご相談というのはお受けすることはあると思いますし、あと、各園におきましてもそういう中で先ほど申し上げたとおり、研修を保育士が受講しているというところもありますので、保護者の方からご相談を受けた中で専門機関のほうにおつなぎするというような対応はさせていただいているところでございますが、今おっしゃられた、特別に講座を開設したりですとか、そういったことに関しては、私が把握している中では実施していないというところで認識しております。

○澤田委員

ありがとうございます。保育園のあり方ですね。保護者への対応の仕方ではないので、ちょっと私の質問がずれていて申し訳ありません。

あとは、先ほどの視察の中で、保育園で巡回相談を各園で行っていて、これって小学校での特別支援教室の拠点校があって、それでやはりいろいろな学校を回っておられると思うのですが、それと保育園も同じような形でやっていて先生方を支援したりというところだと思うのですが、今後、児童発達支援施設を併設していくような園というもの、それはいわゆる拠点校に近い形になると思うのですが、そういうものについて区としてはどうお考えでしょうか。

○染谷保育施設運営課長

巡回相談の部分も先ほど、委員がおっしゃられたとおりで各園巡回を定期的の実施してというところでございます。それから、先ほど少し説明の中で触れさせていただいた、実際に、特別支援児童として区のほうで認定させていただいているうちに療育施設の利用実績のあるお子さんがそれぞれ令和7年で48人で、令和6年度43人といらっしゃるというような現状におきましても、保育所と訪問支援ですとか、あと、それ以外にもその他児童発達支援事業所との情報交換などというのは、定期的に、併設をしていない現状においてもしっかりやらせていただいているというような状況ではございますけれども、併設園になることによって、より緊密な情報共有ですとか、連携の面というのはやはり出てくるかと思えますので、こういった形で拠点というお話がありましたけれども、拠点として設置していくかどうかというところについては、今後引き続き検討が必要なものではあるかと思えますけれども、その併設園に対する必要性というのは認識しているところでございますので、現状、私立のほうで提案しているところも含めて、公立・私立ともに今後設置については検討していくものであるのかなというふうに認識しております。

○澤田委員

ありがとうございます。本当に必要性というか、大切だなというのを今日改めて視察も行かせていただいて思ったのですが、小学校の各エリアというか、本当に2つの学校、3つの学校で1つのエリアだったと思うのですが、各エリアにきちんとあって、だからこそ、すぐ何かあったときに行けるという安心感もあると思うので、保育園に関しても私立・公立を含めて働く先生方も預ける保護者の方も安心できるように子どもたちも安心してというか、幸せに過ごせるように拠点校みたいな形で各エリアに、何校を束ねるかはちょっと分かりませんが、各エリアにあるといいなと思えますので、どうぞご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○おぎの委員

ご説明、ありがとうございました。

先ほどの視察の後半部分でも、園のほうで随分人手不足等、人材確保の大変さをおっしゃっていられたような気がするのですが、品川区内の保育園全般を含め、定着率と人手不足、人材確保等に関して区のほうでは今どういった見解でいらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長

私立保育園における保育所の人材不足についてでございますが、これはまず、一つ大きな問題として区としても認識しているところでございます。まず、大事なところというのが国のほうで進めております処遇改善、これをしっかりと各事業所に実施いただくことで、保育所の処遇を改善し、保育士を目指す方、または今、勤められている方が退職をしないような環境づくりが必要であるというふうに考えているところでございます。

今年度から人材の獲得に係るような経費に対する補助を実施しているというところでございます。今年度実施してみて効果検証をしながら、来年度以降継続していくのか、またはどのように実施していく

のかについても継続しながら議論していきたいというふうに考えているところでございます。

〇おぎの委員

ありがとうございます。ちょうど今、補助を出して、また検証していくということですので、こちらの検証を見て、ぜひ人材確保のほうを進めていただきたいと思います。やはり介護業界もそうですけれども、保健教育界も対人を相手にしている大切な職業だと思いますので、ぜひそういったことに力を入れていただけたらと思います。ありがとうございます。

あと、やはり小学校の連携等がうまくいくといいなと思っています。情報等、個人情報ですので、扱いが難しい部分もあるとは思いますが、子育てで悩んだお母さんがやはり心のよりどころであったりとか、一緒に子育てを考えてもらえる、そういった一体化したといいますか、子育てに関して保育園からスムーズに小学校と子育てできるように、先ほどのところでは卒業後もまた連携はなるべく取るようにしていきますとおっしゃっていただきましたけれども、区としてはそういった枠組みみたいなのは現在あるのでしょうか。

〇染谷保育施設運営課長

現状、教育相談、中学相談に教育総合支援センター、教育委員会のほうで実施しているほうに行かれるお子さんに関しては保育施設運営課にお子さんの様子を確認するための実態把握表のようなものの提出の依頼がありまして、その中で実際にそのお子さんの現状、どういう保育園での生活を送っているかというところについての情報をお送りすることで、より保護者の方も安心して相談ができるような体制を取らせていただいているという部分と、あと、特別支援保育に限ったことではありませんけれども、従前から進めている保幼小連携の事業の中でも実際に保育園とそれから学校との連携というのは密に取って実施をしているというところが現状でございます。

以上です。

〇鈴木委員

医療的ケアの必要性なのですが、医療的ケアのお子さんを保育園で受け入れるということになって、どんどんその中身というのも充実をしてきていると思うのですが、今、どの程度までの医療的ケアのお子さん、医療的ケア児の保育園入園に関するガイドラインというのを見せていただいたのですが、痰の吸引、経管栄養、それからインシュリン注射、それから導尿、在宅酸素療法、ネブライザー、午睡のみ使用する人工呼吸器、ここら辺までのお子さんが受け入れられるというふうなことで書かれていたのですが、実際は何人くらい、何園で何人くらいの医療的ケアのお子さんが通園されているのかということと、それに対して別に看護師を1人配置して、2人体制で見ると、それが書かれていたのですが、そういう体制については、どういう体制でやっているのかということと、あと、送迎とか何かもあるのかその点、現状どうなっているのかを伺いたいと思います。

〇染谷保育施設運営課長

医療的ケア児、ケアの必要なお子さんの受入れに関しましては、今、委員がおっしゃられたような形で対応する医療的なケアについてを令和5年から大きく拡充いたしまして、それまでは痰吸引と経管栄養というところだったものについて、今、委員がおっしゃられた酸素療法ですとか、午睡中の人工呼吸器の使用など、そういったところまで実際に受入れの項目を増やしているという現状でございます。

令和7年度、今年度におきまして医療的ケア児、ケアの必要なお子さんをお預かりしている園が11園ありまして、それぞれ受け入れている人数としまして現在としては12名というところになっております。看護師につきましては基本的には受入れをする、医療的ケアの必要なお子さんを受入れをす

る園については0歳児園となっておりますので、常勤の看護師が配置されている園が基本となっております。さらにそういった医療的ケアの必要なお子さんが入園された場合につきましてはプラスで人材派遣の看護師を加配するという体制で現在実施をしているところでございます。

それから、送迎については現時点におきましては特に送迎といった形の対応はしてはおりません。

○鈴木委員

本当に令和5年からさらに拡充をしていただいて、ここまで保育園でも、学校でもそういう対応をしていただけるようになってきていると思うのですけれども、医療的ケアの子どもさんに対してはかなり通える条件というか、そういうのを整えていただいているなというふうに思います。それは本当に、これからさらにこういう医療的ケアのお子さんが増えても、仕事も続けられるという、そういうところにもつながっていくのかなと思いますし、人工呼吸器は午睡中のみというふうなことですけれども、これも常時人工呼吸器を使っているお子さんとかのところにもさらに拡充をしていただけるという、そういうことも今後に向けてご検討いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○つる委員

今日、先ほどの西村委員の質疑で確認があって、品川区内では、今日午前中視察させていただいたようなことについても、併設されているところは1施設ということであつたのですけれども、傾向としてそうした対応が必要なことが今増えてきているという状況がある中で、その上で就学前人口のがピークの人口動向の就学前の人口のピークの話もこの委員会の中でもあったり、ただ、保護者の就労環境だとか、そういうのを含めていろいろ変化している中では、先ほど送迎の話もないという話もあったりとか含めると、就学前の施設においてああいった形で併設されている、あるいはそういう施設が、区立だろうと、私立だろうと、あるのがいいのかなというふうにすごく今日の視察なんかでは思う中では、ただ、当然、ハードの部分に課題があるので、どのぐらいが、あそこは1日10人ということでのお話があつたのですけれども、たまたま今日お邪魔したところのプログラムとしてはそういうスペースの必要な、体を動かすところもあったかと思うのですけれども、そういう部分でのハードの部分も必要だと思うのですが、人数にもよるのだと思うのですけれども、そういう支援施設としてどのぐらいのスペースがあれば、どういう広さというか、平米があれば成り立つのかなと思って、その辺、分かります。

○佐藤障害者施策推進課長

児童発達支援事業所の施設の基準のご質問というところで……。

○つる委員

すみません。分かりづらくて。一方が今日午前中視察させていただいたみたいな形で、併設している、併設というか、園を利用されている方は5人というようなお話もあったわけですが、ニーズを考えると、ああいう形で施設として併設のような形になっているほうがニーズにより一層応えられているのかなというのと、保育ないし幼児教育も含めて、そのケアをしながら保護者の支援にもつながっているような施設のあり方なのかと思ったのですけれども、ただ、当然、いろいろなスペースのハードの部分もあるので、今、ちらっと基準というお話、言っていたいたのですけれども、どのぐらいの、基準もあるのだと思うのですが、どのぐらいの広さであれば、いいのか。当然、受け入れられる人数にもよると思いますし、今日のところも外部というか、人数の部分で成り立つ、成り立たないというところもあると思うのですけれども、そういう意味でどのぐらいの広さというか、スペースがあれば、できるのかな、そこが分かれば教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

児童発達支援は、お子様1人当たりで中心となる発達支援を行うお部屋において、1人当たり2.47平米以上の床面積というような形で基準が示されておりますので、例えば、先ほどおっしゃっていた定員、例えば、10名に対して掛けるというようなところになります。そのほか、事業所を運営するには相談室ですとか、事務室とか、そういったところも設けるようなところがございますので、合わせていくと、そうですね、何十平米、五、六十とかそういった形で、受け入れるお子さんの人数にもよりますが、というような面積が必要になってくるところでございます。

○つる委員

今、大半が別の施設であるわけで、品川区も一覧つくっていただいて結構あるのですね。それでそれぞれの当然、提供されているものが違うわけなのですけれども、当然、法律だとか、基準だとか、いろいろなルールがあって、できるできないとかってあるとは思うのですけれども、今日お邪魔したところは、あえて併設している形でできるということは、やりようによってできる。要は今、量は品川区の中ではある程度満たされてきていて、飽和までは行かないけれどもというような、ただ、就学前の人口推計があって、ハードの整備という意味では、定員数とかは当然、保育園としての経営を分岐点があると思うのです。何人、始めたのが何年ぐらい経っているかというのによると思うのですけれども、当然、改修できて分岐点を超えて、事業者としても利益が出るような形になっていけば、いいなと思うのですけれども、ただ、一方で、そういう就学前の子どもたちのニーズに合わせた、また、保護者のニーズにも合わせた施設のあり方って、保育園のあり方って見たときに今日のような形の併設の整備というのが必要なのかどうかという意味なのです。

そうすると、今持っているスペースというのは限られているわけであって、そこを定員数とかを少し整えて、今日みたいな提供をできる場所を確保するということもあるとは思うのですけれども、そういう意味でどのぐらいのスペースが必要なのかなと思って、今日お邪魔したところはあれだけの広さを確保して、園の運営もそうですし、児童発達支援施設としてもやっているわけですけれども、働いている人のお給料の面の話もちらっとあったりとかしたのですが、そういう部分で施設のありようという部分では、ああいうふうになっていくほうがいいのか、いや、これは別々でそこは別々になっていたほうがいいのかというのはその辺というのはまさにあり方なので、どんな感じなのでしょう。

○染谷保育施設運営課長

保育園の現状の定員については、今後、就学前のお子さんの人口が減っていく中では当然、その定員を見直しをするといったタイミングというのは当然出てくるかと思います。今日、午前中に視察いただいた保育園につきましても、もともとある定員を落とした中であいった余剰スペースを生み出して併設の園にしているというような考え方となっておりますので、今後、区立の園で定員の見直しを図った場合において、そのときにそういった施設が実際にニーズとして必要なものなのかどうかというところの検討は必要になってくるかとは思うのですけれども、考え方として実施を今後できないのか、検討する余地がないのかということにつきましては、そのときの状況によって検討するという内容のものになっていくのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

○つる委員

聞き方がおかしいのか、問題提起が変なのか、ちょっと私も分からないのですけれども、今日は視察させていただいたことからしても、そういう施設のありようというのがどうなのかな。何ていうのでしょうか、「いやいや、もうそういう感じで当然いいのだ」とか、「今の形でずっと別々でやっていくほ

うがいいのだ」とか、いろいろあると思うのですけれども、それは制度上とか、どうだってあると思うのですけれども、その辺り、今お答えいただいたとおりでと思うのですけれども、何かまたあれば、ぜひ教えてください。

○佐藤子ども未来部長

今日、ご見学していただいた、いわゆる複合施設のあり方でございますが、一応法律上、縦割りになっていて、今日所管の課長さんにも来てもらっているというのが現状でございますが、区としては計画している公共施設等整備総合計画というのにも明記してありますけれども、施設を改築であったり、新築したりする場合については、近隣の状況またはその辺の影響などを見極めて複合施設等を積極的に検討することという文言に入っておりますので、確かに一時、令和11年以降もある程度、乳幼児人口、増えることにはなっているのですけれども、コロナ前までには戻りませんので、実質減というところもありますから、子どもの数を見ながら、また一方で特別支援を含めた子どもの成長につながるようなあり方というのはますますニーズが上がると思いますので、その辺を見極めて両部でまた検討しながらニーズにしっかり対応していくような検討を進めていきたいと考えております。

○ゆきた副委員長

私から先ほど議論の中でもありました医療的ケア児のところ、11園、12名が在園しているというお話があったと思うのですけれども、この需要というのがどのぐらいあるのかが把握できる場所だと思います。特別支援保育審査会で面接の入園審査というところ、特別支援保育審査会では保育施設運営課長も構成員の中に入っているのです、面接とか、入園希望者の審査のところ、申込みするというのは大体把握されていると思うので、この辺と、あと、令和6年度のモデル園において受入れを実施している私立保育園では現段階でどういうふうになっているのかということも含めてお聞きできればと思います。

○染谷保育施設運営課長

医療的ケア児につきまして、先ほど申し上げたとおり、令和7年度の現時点において12名のお子さんの受入れをしているところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、実際に、品川区におきましては、0歳児園での受入れというのを基本としておりますので、現状の12名に対して三十数園での受入れというのは可能な状況ではあるので、そういった意味ではニーズについてはきちんと現状対応できるという状況にあるかと思ひますし、区において医療的ケアが必要な未就学児のお子さん、何名いらっしゃるかということについては、申し訳ありません、ちょっと数字としては現状、持っていないところではあるのですけれども、ニーズにはきちんと対応できる状況にはあるかなというふう考えているところでございます。

○ゆきた副委員長

私立保育園での医療的ケア児の受入れのその現段階を教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

私立保育園での医療的ケア児の受入れについてなのですが、現状までの実績というのがございません。しかし、区としては私立保育園を希望される方がいらっしゃるために各園に研修、医療的ケア児を受け入れる際の研修に対する補助というのを補助メニューとして持っているところでございまして、昨年度は1園、今年度も1園、研修の予定となっております。現在までマッチングの部分で成立しなかったといいますか、ご希望に添えない部分があったり、これは地域的な問題というのでございますので、そうしたところから受入れというのはございませんが、仮に受け入れていただいた際には

その園に対する人件費の補助、看護師の方でしたり、保育支援員の方、こういった方を雇用された場合の人件費への補助というのを用意しているところでございます。

○ゆきた副委員長

先ほどの中で受入れは三十数園、受入れの可能な状態というのはお聞きしましたけれども、申請自体はどのくらいあるのかというようなところをもう一度お願いします。

○染谷保育施設運営課長

現状におきましてガイドラインで示している医療的ケアで対応が可能な項目ですね、そちらのほうに該当するお子さんについては原則、審査会の中で受入れをしているという状況でございますので、区的に申請数が、申し訳ありません、何園かというところについての数字を今持ち合わせてはいないのですが、審査会においてその集団、保育の中に入ってお子さんが過ごせるかどうかの判断をさせていただいた上で原則、医療的ケアの必要なお子さんについても区立の園におきましては受入れをさせていただいているという状況でございます。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。今後、受入れをさらに拡充していくとしても、私立・区立含めて看護師の加配とか、あと、専門的な研修に要する費用の予算も関係してくると思うのですけれども、今後、必要性に合わせて方向性についてお聞きできればと思います。

○染谷保育施設運営課長

令和5年度におきまして痰吸引、経管栄養以外にもインシュリン注射ですとか、先ほども申し上げた大幅に医療的ケアの項目のほうは拡充をさせていただいておりまして、というのも他区の事例などを見ている中では送迎を基本として先ほどの話題になりました人工呼吸器の使用について午睡中に限らずというようなところの受入れをしているような自治体もあるというところはこちらのほうも確認はしている状況でございますので、今の30園の体制のまま受入れ項目を現状の形で継続して実施していくかどうかというところについては受入れをする園の体制なども含めまして、今後引き続き検討をさせていただく内容かなというふうに考えております。

○佐藤保育事業担当課長

私立についての状況でございますが、私立は従来、看護師の方、雇用いただいた園に対しまして人件費の補助というのを実施してございます。さらに医療的ケアの児童の受入れの拡大のために、昨年度から先ほどお話しさせていただいたような医療的ケア児を受け入れるための研修、または受け入れていただいた際に対する看護師の方や保育支援員の方への人件費の補助というのをメニューとして新たに策定したものでございまして、今後も継続していきたいというふうに考えているところでございます。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。医療的ケア児の保育園入園に関するガイドラインも私も見させていただきましたが、1名の医療的ケア児を受け入れるのに受入れの園の体制の準備とそれぞれの役割の相当な業務があると感じられます。様々な課題がある中ですが、より一層医療的ケア児の受入れを進めていただければと思いますので、こちらは要望で終わりたいと思います。

○西村委員

1点だけ伺いさせてください。

先ほどのつる委員のご質問で私も思い出したことがありまして、先ほど視察に行かせていただいたときに自発の施設をつくるに至った経緯をちょっと立ち話で伺ったときに、これから園が選ばれる保育園

になっていかなければならないと思ったというお声がありまして、実際、病児保育と児童発達支援施設で迷ったとおっしゃっておられました。その中で区と何度も相談をしながら、今の児童発達支援施設に至ったというふうに伺っておりまして、今回、保育園のあり方、どうしていくのかというのが議論の主だったと思いますので、今回は私立園が自ら認可園が独自の判断でこのような方法はどうかと区にご提案したものと思っているのですけれども、今後は区が主導で保育園全体の最適の配置を考えてこちらから民間に提案することがあってもいいのかなというふうに思っておりますので、お考えをお聞かせいただければと思います。

区立園に関しては築50年以上の古い園もありますし、改築するときの問題もあると思いますので、同じように役割の明確化を基本方針でも掲げていただいていると思うのですが、地域受容ですとか、いろいろな家族形態の方々がこれから共同親権もありまして、難しいと思われる問題も増えてくると思いますので、そういったことも踏まえつつ、区が主導でバランスを、区内バランスを考えていただきたいなというふうに思いますので、ご意見があれば、お考えをお聞かせいただければと思います。

○芝野保育入園調整課長

区立園の配置のあり方の件について質問のほういただきました。あり方検討ということで、配置を含めました区立園、これからどうしていくかというところを議論させていただいたところでございますが、最初からずっと申し上げているとおり、就学前の人口、配置バランスというのも非常に重要でございます。各特定の地域だけ区立保育園がなくなるというのはちょっといかがなものかというところもありますので、配置バランスもしっかり考えながら、また老朽化もかなり進んでおります。資料として提供させていただいておりますが、緑化のほうも進んでおりますので、こちらのほうも同時となりますが、進めていきまして、改築と合わせて、またどういう施設が必要なのかというのもしっかりと検討していくと。また、公私の役割分担、こちらも引き続き、今もしっかりやらせていただいておりますが、引き続き公私のバランスというか、役割分担につきましてもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○西村委員

ありがとうございました。私立園に関してはお任せしている部分もありまして、また区立園とは違う課題もあるかと思うのですけれども、区が主導でぜひ引っ張っていただきたいという思いで質問させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○せお委員長

ほかにございますか。

ないようでしたら、すみません、私からちょっと1点ご質問させていただきます。

先ほどから答弁においても今日、見させていただいた、視察させていただいた併設園のようなところというのは必要性も区のほうでも感じているということで、私としては嬉しい思いなのですけれども、そういったことも含めて、今後、先ほど子ども未来部長からもありました、子ども計画では今後少し未就園児のところで就学前のところは増えていく、人数が増えていく、ではあるけれども、実際、そこまではないというところで、やはりこの保育園の需要を考えていく上でも、あと、老朽化のお話だったり、そういったところで、複合施設をつくっていくというそういったところでの、それは子どもだけでなくでもいいと思うのですけれども、今回の児童発達支援施設併設というのも本当に一例ですし、そういったところも含めて今後の改築や改装していく上での考え方というか、そこをお聞かせいただければと思うのですけれども。

○芝野保育入園調整課長

今後の複合施設の考え方ですね、こちらについては企画課のほうでしっかりと、こういう跡地、これからいろいろ出てきますので、そちらのほうが出た段階で企画課のほうでしっかりとあり方のほうは検討させていただきたいということでございますが、保育のほうについても、しっかりと声を届けまして、より一番いい複合施設のあり方、こちらのほうを引き続き模索していきたいというふうに考えております。

○せお委員長

ありがとうございます。先ほどのウィズブック保育園でコペルプラスが併設されていますけれども、先ほどおっしゃっていたメリット、恐らく障害関係の課長さんたちもご存じのとおり、本当にメリットしかないですね、併設していると。私も同じ障害児の保護者として、本当に送迎が必要ないというところだったり、保育園とも密に連携が取れる。先ほど、5歳児健診のお話もありましたけれども、5歳児健診を今後やっていく中で絶対に受入れのところというのは課題になってくると思いますので、5歳児健診をやった上での連携先というか、そういったところもこういう併設の施設があれば、すぐに連携できるということもありますし、ぜひこれは早急にというか、どこかできる場所を考えていただいてやっていただくのが、やはり今日の視察を見ていると有益だなというのは私は感じました。

なので、そういったところも含めてぜひ全体として検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

3 その他

○せお委員長

次に、予定表3のその他を行います。

はじめに（1）議会閉会中継続審査調査申出書についてでございます。

サイドブックに掲載している申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せお委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申出をいたします。

以上で本件を終了いたします。

ほかに「その他」で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せお委員長

では、正副委員長より次回の委員会についてご案内いたします。

次回、11月6日木曜日の委員会では、「重層的支援体制に関すること」を議題とし、中小企業センターで行われる重層的支援体制整備事業に関連した研修に参加します。

当日は委員会開会后、視察として中小企業センターに出向き、研修に参加した後、庁舎に戻り、特定事件調査として議論を行う予定です。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、子ども若者支援・共生社会推進特別委員会を閉会いたします。

○午後２時４８分閉会